

令和6年第2回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和６年２月９日					
招集の場所	嘉麻市役所５階会議室					
開閉会日時 及　び　宣　言	開会　令和６年２月９日　１０時３０分			開会宣言		縄　田　　　緑
	閉会　令和６年２月９日　１１時１５分			閉会宣言		縄　田　　　緑
付議案件	①議案第５号　農地法第３条の規定による許可申請について （４件） ②議案第６号　農地法第５条の規定による許可申請について （１件） ③議案第７号　農地法第１８条第１項の規定による許可申請について （１件） ④議案第８号　農用地利用集積計画（案）の決定について （３４件） ⑤議案第９号　農用地利用配分計画（案）の決定について （１件） ⑥証明第１号　非農地証明について （１件） ⑤通知第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について （７件）					
出席及び欠席	出席　１５名			欠席　０名		
議事録署名委員	８番	山　崎　健　一		９番	田　中　久	
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	松　尾　典　子		庶務係長	犬　丸　貴　弘	
	主任主事	守　上　諄				
農業委員 出席状況	議席 番号	氏　名	出欠	議席 番号	氏　名	出欠
	１	武　田　陽　一	○	９	田　中　久	○
	２	山　田　恵　子	○	１０	松　尾　孝　嗣	○
	３	嶋　田　尋　美	○	１１	品　原　勇　二	○
	４	田子森　富雄	○	１２	井　手　勇	○
	５	中　嶋　誠	○	１３	中　村　由　美	○
	６	藤　島　進	○	１４	縄　田　緑	○
	７	添　田　實	○	１５	縄　田　精　二	○
	８	山　崎　健　一	○			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏 名	出欠	担当地区	氏 名	出欠
	平山	中 嶋 力	×			
	大隈町	松 岡 茂 美	○			
	芥田	渡 邊 良 樹	○			
	泉河内	嶋 田 保 敏	○			

第 2 回嘉麻市農業委員会総会（令和 6 年 2 月 9 日）

事 務 局	会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。 本日の出欠状況をご報告いたします。 在任委員 15 名中、欠席者なしであり過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条に従い、本総会は成立していますのでご報告いたします。
事 務 局	本日の資料の確認をさせていただきます。 事前に郵送しておりました令和 6 年第 2 回嘉麻市農業委員会総会議案書と同資料と本日お配りしています嘉麻市賃借料情報の 3 点です。ご確認をお願いいたします。 それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。
副 会 長	只今より、令和 6 年第 2 回 嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
事 務 局	続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。
会 場	【農業委員会憲章朗読】
事 務 局	ご着席下さい。それでは、会長挨拶をお願いいたします。
会 長	【会長挨拶】
事 務 局	議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。 それでは、会長、議事進行をお願いいたします。
会 長	それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第 14 条により議長が指名することにご異議ありませんか？
会 場	【異議なしの声】

議 長	署名委員につきましては、8 番の山崎委員と 9 番の田中委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。議案第 5 号を議題といたします。 事務局に説明をお願いいたします。
事 務 局	それでは 1 ページをお願いいたします。 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。 令和 6 年 2 月 9 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 今月は、農地法第 3 条関係におきまして、4 件の申請が出ております。 それでは、2 ページをお願いいたします。 審議番号 1 番について、地区担当：中嶋推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。 農地法第 3 条関係審議表番号 1 申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇 外 8 筆 地目：田 地積：8,315 ㎡ 申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (47) 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (74) 譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし 権利内容：所有権移転 贈与
事 務 局	この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏から（父）の譲渡人の〇〇〇〇氏が農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1～2 ページに位置図、3～8 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
議 長	只今、事務局の説明が終わりました。 審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？
会 場	【なしの声】
議 長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【挙手】
議 長	賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、審議番号 2 番について地区担当：中嶋推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局

農地法第 3 条関係審議表番号 2

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目：畑 地積：127 m²

申請人譲受人：嘉穂郡〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (58)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (74)

譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし

権利内容：所有権移転 売買

事 務 局

この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であり、〇〇〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして 9 ページに位置図、10 ページに申請地図を添付しております。以上でございます

議

長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 2 番について、ご質問はございませんか？

会

場 【なしの声】

議

長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会

場 【挙手】

議

長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、審議番号 3 番について事務局に説明をお願いいたします。

事務局	農地法第3条関係審議表番号3 申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 外 1 筆 地目：田 地積：1,639 m² 申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 (48) 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (74) 譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし 権利内容：所有権移転 贈与
事務局	この申請は、(〇) 譲受人の〇〇〇〇氏が、親類の譲渡人であります(〇〇) 〇〇〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして11ページに位置図、12ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
議長	審議番号3番について、地区担当：松岡推進委員に説明をお願いいたします。
松岡推進委員	ただいま事務局より説明がありましたとおり、親戚、(〇〇) 〇〇〇〇氏より(〇) 〇〇氏へ贈与となっております。別段、問題等はございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議番号3番について、ご質問はございませんか？
武田委員	これ〇〇は非農家じゃないですか。これだれが作ってあるんですか？
松岡推進委員	前作ってある方がですね、そのまま継続。もしできなくなったら新しい方を探す予定とのことです。
武田委員	そのまま継続。わかりました。
議長	他にありませんか。 質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号3番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会場	【挙手】
議長	賛成多数であります。 よって本案は原案のとおり許可することに決しました。 ここで推進委員の交代をお願いします。

続きまして、審議番号4番について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条関係審議表番号4

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 外3筆 地目：田,畑 地積：1,538㎡

申請人譲受人：飯塚市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (86)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (90)

譲受人耕作地 自作地：14,653㎡ 借入地：なし 計：14,653㎡

権利内容：所有権移転 売買

事務局

この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であります、〇〇〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。

従前耕作放棄地であり、周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして13ページに位置図、14ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長

審議番号4番について、地区担当：渡邊推進委員に説明をお願いいたします。

渡邊推進委員

売る方の方が〇〇〇〇さん現在90歳。今現在は病院へ入院されています。娘さんと娘の婿さんがいらっしゃいます。買主の〇〇さんですけども、会社の〇〇〇、嘉麻市に複数の山林を保有し、現在リンゴ村隣接地1haに栗、梅などを植栽中で、また農地として、〇〇地区に、60a〇〇〇に50a保有し、地元の農家と賃借契約しているそうです。売却理由ですけども、〇〇氏所有の山林を、〇〇〇〇〇〇に勤められていた〇〇の〇〇氏が荒れていたので間伐を進めたところ、山は必要ない、売却したいとの意向を確認したので、知り合いの〇〇氏を紹介したとのこと。〇〇氏は、その山林を購入するために、間にある農地も併せて購入するとのこと。取得後の活用方法を〇〇氏に伺ったところ、獣害対策をしたうえで、田については水稻作付を検討。水の状態などで、可否については判断できないとのこと。畑についても獣害対策し、みかん、栗、柿などを植栽する予定とのことでした。田の水稻ができない場合は実のなる花木を検討しているとのことでした。以上です。

議長

只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号4番について、ご質問はございませんか？

会場

【なしの声あり】

議長

質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号4番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会	場	【挙手】
---	---	------

議 長 賛成多数であります。

よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

ここで推進委員の交代をお願いいたします。

続きまして、議案第 6 号を議題といたします。

事務局 | それでは、4ページをお願いいたします。

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。

令和6年2月9日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は、農地法第5条関係におきまして、1件の申請が出ております。

それでは、5～6ページをお願いいたします。

農地法第 5 条関係審議表番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 外 20 筆 地目：田 地積：30,596.59
㎡のうち 157.29 ㎡

申請人借受人：福岡市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

申請人貸出人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 外1名

転用目的：営農型太陽光発電設備

期間：許可日から 10 年間

農地区分：農用地区域内農地

契約の種類：賃借権設定

この申請は、借受人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏が貸出人の〇〇〇〇氏 外 1 名より賃借権設定し、営農型太陽光設備の許可年数の変更として許可日から 10 年間の一時転用を計画しているものであります。今回は許可年数の変更です。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われます。資料といしまして、15 ページに位置図、16 ページに申請地図、17 ページに計画平面図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。

審議番号 1 番について、地区担当：嶋田推進委員に説明をお願いいたします。

嶋田推進委員	嶋田と申します。朝早くから現地調査で皆さん方にご迷惑おかけしました。事務局から説明がありましたとおり、期間を延長したいとの申請でございます。地元としては何ら問題ございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
--------	--

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声あり】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思います。
ここで推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第 7 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、7 ページをお願いいたします。

議案第 7 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 18 条第 1 項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 6 年 2 月 9 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二
それでは、8 ページをお願いいたします。

農地法第 18 条第 1 項関係審議表番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 外 1 筆 地目：田 地積：3,129 m²

借受人：飯塚市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 34 歳

貸出人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 70 歳

解約事由：耕作者死亡のため

本件は、借人の〇〇〇〇氏と貸人の〇〇〇〇氏との間で、令和 5 年 7 月 20 日より 10 年間、ハウス付き農地で月 2 万円の賃借料で利用権を設定したものの解約許可申請です。

令和 5 年 12 月上旬に〇〇〇〇氏の息子さんが窓口に来庁され、福岡県普及指導センターから借受人が 11 月中旬に死亡したとの連絡があり、担当弁護士によると、ご家族が相続放棄の手続き中で、合意解約手続きには応じられないとの内容でどうしたらいいのかとのことでした。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、賃借人である耕作者が死亡した場合、利用収益権も相続するが、相続人が相続放棄の手続き中であり、合意解約書に印を押すことが相続とみなされるため合意解約することができないといったものです。

手続き完了まで 1 年ほどかかると聞き、ハウス付き農地であるため、借りたいとの申

し出もあっていることから、どうにかして解約できないかとのことで今回の農地法18条解約申請となったものです。

農地法第18条第2項第6号の「その他正当な事由がある場合」で、県知事の許可を受けることが出来るかと飯塚農林事務所農山村振興課農地係に問い合わせを行い、農地法事務処理要領では「賃借人の離農等により賃貸借の解約等を認めることが農地等の適正かつ効率的な利用につながると考えられる場合には積極的に行うべき」とされており、賃借人が全員相続放棄の手続き中であれば、債務履行不能が明確であることを理由として民法第542条の契約解除が可能と思われ、さらに契約解除後に新たに農地として貸借する計画があることから「その他正当な事由がある場合」に該当する可能性があると考えられるため、今回の申請に至ったものです。

事務局 福岡県水田農業振興課農村集落係、九州農政局にも照会していただき、同様に県知事の許可を必要とし、その他正当な事由がある場合に該当するとの回答を得ております。以上で説明を終わります。ご審議かたお願いします。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号1番についてご質問はございませんか？

田中委員 この〇〇〇〇さんですかね。この方のお子さんですか？耕作者は、〇〇〇〇さんじゃないとでしょ

事務局 利用権設定で去年の7月20日から10年間利用権設定を行っています。

田中委員 はい。わかりました。

会場 【なしの声あり】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思います。

議長 続きまして、議案第8号を議題といたします。
番号14番について品原委員、番号18番について縄田会長が「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第11条の規定により、品原委員と縄田会長の退席をお願いします。

事 務 局	それでは、9 ページをお願いいたします。 議案第 8 号 農用地利用集積計画（案）の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。 令和 6 年 2 月 9 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。 それでは 10～15 ページをお願いいたします。 （１）利用権設定 新規 24 件 60 筆 91,353 ㎡、更新 6 件 23 筆 27,464 ㎡、計 30 件 83 筆 118,817 ㎡ 所有権移転 1 件 4 筆 9,507 ㎡ 利用権設定（中間管理事業） 3 件 15 筆 21,917
事 務 局	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われますがご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。
議 長	本案について、ご質問はございませんか？
武 田 委 員	4 番についてなんですけど、これ大丈夫なんですかね。今この方 93 歳で女性ですよ。という状況なんですかね。
事 務 局	息子さんが一緒にいらっしゃいまして、代表者の名前で母の名前で申請をしている、家族で維持管理をしていくということです。
武 田 委 員	本来だったら、もう 93 歳なんで、まあ正直責任はとれませんよね、だけんこの契約かわすにしても、息子さんのほうがいいんじゃないんですか。
縄 田 副 会 長	本来はそういうことになるんでしょうけど使用貸借設定ということで期間も 1 年ということですので長い期間ではないかなとは思いますが。
藤 島 委 員	私も聞きたかったのはこの 1 年というのはなんで 1 年なんだろうと。
事 務 局	委員の皆さんも利用権設定されたことがあるとは思いますが、あくまでも本人の申し出によって、計画の方を進めておりますので、ご高齢なので、2 年はできないかもしれないので 1 年でというような形で、更新するかどうかは今のところ未定ということで 1 年という考え方で書かれてあるんだろうと思います。田んぼであるので、〇〇さんも一緒にされてあって、何らかのご家族の事情で〇〇さんのお名前ではなく、〇〇〇のお名前での申請になったと思われる。
議 長	ほかに、ご質問はございませんか？

会	場	【なしの声】
議	長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【挙手】
議	長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。 ここで、品原委員と縄田会長の入室をお願いいたします。
議	長	続きまして、議案第 9 号を議題といたします。
事 務 局		それでは、18 ページをお願いいたします。 議案第 9 号 農用地利用配分計画（案）について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見 が求められているため審議に付する。 令和 6 年 2 月 9 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。 それでは 19 ページをお願いいたします。 （1）利用権設定（中間管理事業）1 件 15 筆 21,917.00 ㎡ こちらは、先ほどの農用地利用集積計画（案）にありました 17 ページの中間管理事業 の案件でございます。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審 議よろしくお願いいたします。 以上でございます。
議	長	本案について、ご質問はございませんか？
会	場	【なしの声あり】
議	長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【挙手】
議	長	賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。

議 長	続きますして、通知第 2 号を議題といたします。
事 務 局	それでは、22 ページをお願いいたします。 通知第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。 令和 6 年 2 月 9 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 今月は 7 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっており 23～24 ページに報告書を添付しております。以上でございます
議 長	本件は報告のみでございます。 最後に、会議次第 5 番、報告事項を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	次回総会の日程について、3 月 8 日（金）10：30～となっております。 次に、別紙でお配りしています賃借料情報をお願いします。 令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月に締結された賃貸借契約における 賃借料水準（10a 当たり）が確定しました。また、各地区の賃借料過去 5 年の推移を グラフにしていますので、確認をお願いします。 最後に嘉麻市地域計画に向けた説明会の件を農林振興課農政係 吉田 より説明しま すのでよろしくお願いします。
吉 田	只今ご紹介にあずかりました、農林振興課の吉田と申します。今回事前に送付させてい ただいた、嘉麻市地域計画の策定に向けた、説明会の開催に向けて内容説明させていた だきます。内容については座って説明させていただきます。まず最初に各委員の皆様 におかれましては、平素より嘉麻市の農業行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上 げます。令和 5 年の 4 月の、農業経営基盤強化促進法改正により、市町村に地域計画の 策定が義務付けられたことに伴い、嘉麻市では全農事区単位で、地域計画を作成したい と思っております。内容については、説明会の日程を決めさせていただいておりますが その時にご説明をしたいと思います。委員さんにおかれましては、農業へのご理解をい ただいておると思いますので、是非とも会議で、説明を理解していただいて、各農事区 でですね、話し合いの中心となっていただければと思っております。説明は以上です。
議 長	以上でございます。閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。
副 会 長	以上をもちまして、令和 6 年第 2 回嘉麻市農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

6 番委員

7 番委員
